

(様式1)

F No. 2・5・2(A)

令和2年2月12日

文部科学大臣 様

設置者名

秦野市長 高 橋 昌 和

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

秦野市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和元年度（1年間）

(担当)

秦野市教育委員会教育総務課

住所：秦野市桜町1丁目3番2号

電話：0463-84-2783

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

西中学校の屋内運動場(昭和44年建築)、武道場(昭和56年建築)及び同中学校に隣接する西公民館(昭和48年建築)の経年劣化、老朽化に伴い、西公民館が有している生涯学習機能や地域防災機能を備える多機能型の屋内運動場を整備するため、危険建物の改築工事・解体工事、地域連携(複合型)新增築工事、武道場新改築工事を実施するもの。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

南が丘小学校、鶴巻小学校、東中学校、北中学校、大根中学校、南が丘中学校、渋沢中学校の受水槽について災害時の飲料水の確保のため、緊急遮断弁及び水栓を備えた受水槽への更新工事を実施するもの。

東中学校教室棟は外壁のクラックや塗膜の浮き等が発生し、地震等において剥落の恐れがあるため、外壁塗装剥落防止対策工事を実施するもの。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

南小学校のグラウンドについて、近年の強力な台風や、豪雨による雨水で表層が削られ、水みちや轍が発生し、授業等での使用に影響が出ていることから、児童の怪我の予防等、安全性を確保するため、グラウンドの整備工事を実施するもの。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

北小学校及び北幼稚園においては、し尿処理のために浄化槽を設けているが、平成31年に公共下水道処理区域になったため、下水道法に基づき公共下水道接続工事を実施するもの。

肢体不自由児・者への合理的配慮及び地域への開放に必要なバリアフリー化のためエレベーターを北中学校、南が丘中学校、渋沢中学校、鶴巻中学校において設置するもの(なお、エレベーターはコンテナによる給食配膳にも活用予定)。

災害時の避難所に指定されていることや家庭や公共施設のトイレの洋式化・快適化が進む中で、学校の和式便器を使うことができない子どもも増えており、学校及び保護者からも洋式化及び快適化が求められているため、北小学校、上小学校、南が丘小学校、南中学校、南が丘中学校において、和式便器の洋式化及び、床をタイル張りから衛生的な樹脂製に変更するなどトイレ全体を改修する快適化工事を実施するもの。

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the upper portion of the page. It is intended for text or content related to the heading above it.

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|-----------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 13 校 |
| 中学校 | | 9 校 |
| 義務教育学校 | | 0 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 0 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む) | | 8 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 5 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む) | | 0 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 0 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 13 箇所 |
| | 共同調理場 | 0 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 22 箇所 |
| | 学校武道場 | 9 箇所 |
| | 社会体育施設 | 0 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|-------------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 無し | 令和2年12月(予定) |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 無し | 未定 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

| |
|--|
| <p>計画期間経過後に、策定した指標に基づき目標の達成度合いを評価し、評価結果等を市のホームページ等で公表する。</p> |
|--|

